

農家の皆様へ

農薬を散布するときには これまで以上に**農薬飛散**などに 気をつけましょう！

- 残留農薬のポジティブリスト制度が平成18年5月から始まり、残留農薬基準値がない農薬には、0.01ppmという厳しい基準値が適用されることとなります。
- しかしながら、新しい制度でも、これまでどおり登録農薬を農薬容器等に書かれた**使用基準**を守って使用すれば、**対象作物に基準値を超えた農薬が残留する心配はありません。**
- ただし、使用した農薬が周辺に栽培されている農作物に登録(適用)がない場合、もし**飛散して登録がない農作物にかかると、基準値を超えた農薬が残留する恐れがあり、**そうすると生産物の出荷停止・回収などの厳しい対応が求められる可能性があります。

つまり、これまで以上に気をつけなくてはいけないのは…

農薬飛散

どんなときに注意が必要？

ある農作物に使おうとする農薬が、その周りで栽培されている他の農作物に登録がない場合には、特に注意が必要です。

以下の場合も注意が必要です！

- ◎ 隣の圃場と距離が近いとき
- ◎ 隣の農作物の収穫が近づいてきたとき
- ◎ 飛散が起こりやすい散布方法(例えば細かすぎる散布粒子のノズルを使用するときなど)のとき



散布する時は、事前に周りの栽培者に伝えておくなど、日頃から地域の農業者同士の連絡・連携を密にしておくことが重要です。



対策は？

散布時に守りたいこと

- 無風、または風の弱い時に散布することとし、風向には十分注意しましょう。

➡ 風下に別の作物がある時はとくに注意が必要です。

- 散布時の作物との距離や散布方向に気をつけて散布しましょう。

➡ できるだけ作物の近くから、作物だけにかかるよう散布しましょう。

➡ 圃場の端部での散布は外側から内側に向けて行うようにしましょう。

- 散布量が多くなりすぎないように気をつけましょう。

➡ 散布は必要最小限の量と区域で行うようにしましょう。

- 細かすぎる散布粒子のノズルは使わないようにし、散布圧力を上げすぎないようにしましょう。

➡ 粒子が細かいほど、また、圧力を高めるほど飛散しやすくなります。

- タンクやホースは洗い残しがなく、きれいに洗っておきましょう。



こんな対策も有効

- まわりの作物にも登録のある農薬を使用する。
- 飛散しにくい剤型(粒剤等)の農薬を使用する。
- 特に、異なる農作物を栽培している圃場との隣接部分では農薬を散布しない。
- 隣接する圃場に影響を及ぼす恐れがある場合には、境界域に遮断物(ポリのシート、ネット、生垣等)を設置する。

飛散をできるだけ減らすよう工夫して散布しましょう。
また、農薬を散布したら必ず生産履歴に記帳するようにしましょう。